

「入場管理システムの構築・運用・保守及び入場券製作業務」受託候補者選定に係る実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、「入場管理システムの構築・運用・保守及び入場券製作業務」の発注に際し、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する場合の手続き等について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 財団法人横浜開港150周年協会における委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第12条に定められた契約業者選定委員会における審議事項は、次のとおりとする。

(1) プロポーザルの実施に関する審査

- ア プロポーザル提出者の決定（公募条件）
- イ プロポーザルの評価方法（評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト、評価基準）の決定
- ウ 評価委員会の委員の決定
- エ その他必要と認めるもの

(2) 選定に関する審査

- ア プロポーザルの評価結果報告内容
- イ 受託者の特定
- ウ プロポーザルの評価結果の通知

(評価)

第3条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 企画提案内容の妥当性・実現性等
- (2) 推進体制の妥当性・実現性等
- (3) 類似業務の実績等
- (4) その他当該業務に対する意欲等

(プロポーザル評価委員会の設置)

第4条 プロポーザルの評価にあたっては、入場管理システムの構築・運用・保守及び入場券製作業務プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を別に設置し、次の各号に定める事項について業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) ヒアリング

- 2 評価委員会には委員長、副委員長、及び委員を置く。
- 3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 5 委員長は、評価結果を契約業者選定委員会に報告するものとする。

(提案資格確認の通知)

第5条 財団法人横浜開港150周年協会における委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第8条により選定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本財団が通知を発送した日の翌日起算で、土曜日、日曜日、祝祭日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本財団が書面を受領した日の翌日起算で、土曜日、日曜日、祝祭日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第6条 実施取扱要綱第12条により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本財団が通知を発送した日の翌日起算で、土曜日、日曜日、祝祭日を除く5日後の午後5時まで提案書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本財団が書面を受領した日の翌日起算で、土曜日、日曜日、祝祭日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附則 この要領は、平成19年12月10日から施行する。